

令和 7 年度第 7 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 7 月 8 日

担当部・課：産業部農林課〔内線 3 5 5 2〕

① 件 名								
石巻市特別融資制度推進会議の運営方法の見直しについて								
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）								
【背景】 本市では、認定農業者が農業経営の基盤強化や農地の集積、規模拡大に取り組む際に活用可能な特別融資制度を適正かつ円滑に運営するため、行政機関、農業関係団体、融資機関で構成し、事務局を石巻市産業部農林課とする、石巻市特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）を平成 17 年度に設置し、融資・保証に関する審査となる「資金の貸付適性の認定」や「貸付対象者への指導・助言」等を行ってきた。 資金の貸付適性の認定については、事務を融資機関に委任して行うほか、融資限度額が個人 3 億円、法人 10 億円を超える慎重な審議が必要な案件に限り、対面による会議方式で認定を行ってきた。 今般、国は、貸付手続の簡素化、迅速化を目的に、市町村が特別融資制度推進会議を設置・運営する場合の指針である特別融資制度推進会議設置要綱の一部の改正を行った。 【目的】 国の特別融資制度推進会議設置要綱の改正内容を踏まえ、本市においても推進会議の運営方法の見直しを行ったもの。								
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性								
【根拠法令】 特別融資制度推進会議設置要綱（平成 13 年 9 月 12 日付け 13 経営第 2931 号農林水産事務次官依命通知） 石巻市特別融資制度推進会議設置要綱（平成 17 年石巻市告示第 126 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】								
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）								
<table border="0"> <tr> <td>令和 7 年 2 月</td> <td>特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正 （施行年月日：令和 7 年 2 月 14 日）</td> </tr> <tr> <td>3 月</td> <td>特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正 （施行年月日：令和 7 年 4 月 1 日）</td> </tr> <tr> <td>4～5 月</td> <td>本市の見直し案について市内関係融資機関へ意見照会</td> </tr> <tr> <td>7 月</td> <td>石巻市特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正 （施行年月日：令和 7 年 7 月 1 日）</td> </tr> </table>	令和 7 年 2 月	特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正 （施行年月日：令和 7 年 2 月 14 日）	3 月	特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正 （施行年月日：令和 7 年 4 月 1 日）	4～5 月	本市の見直し案について市内関係融資機関へ意見照会	7 月	石巻市特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正 （施行年月日：令和 7 年 7 月 1 日）
令和 7 年 2 月	特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正 （施行年月日：令和 7 年 2 月 14 日）							
3 月	特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正 （施行年月日：令和 7 年 4 月 1 日）							
4～5 月	本市の見直し案について市内関係融資機関へ意見照会							
7 月	石巻市特別融資制度推進会議設置要綱の一部改正 （施行年月日：令和 7 年 7 月 1 日）							
⑤ 主な内容								
【石巻市特別融資制度推進会議の運営方法の見直し】 1 文書送付方法の見直し 会議に関する文書の送付方法をメール等の電磁的記録による方法に見直したもの。 2 農業経営改善計画未記載事業に関する確認の新設 借入希望者が、認定事務を委任された融資機関に対し示した経営改善資金計画（以下「資金計画」という。）及び農業経営改善計画（以下「改善計画」という。）の記載事業に齟齬があった場合（資金計画に記載された事業が改善計画に記載されていない場合）、融資機関は、改善計画の認定を行った市町村に対し、同計画変更の要否を確認することができるとしたもの。								

3 資金の貸付適性の認定後の事務局への報告内容の簡素化 認定事務を委任された融資機関が、認定後速やかに事務局に報告することとされていた借入希望者の情報については、地方公共団体からの利子助成等を受ける場合又は営農技術指導が必要であると認めた借入希望者の情報に限る形に簡素化したもの。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 資金の貸付適性の認定を受任した融資機関における貸付手続の簡素化・迅速化・合理化が図られる。 【市財政への負担】 なし
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
要綱等の改正の有無について確認を行った自治体のうち、仙台市、東松島市については、令和6年度中に要綱を改正済み
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
⑨ その他